

男女の賃金の差異

医療法人聖和錦秀会

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	78.2%
正社員	75.3%
パート・有期社員	78.0%

対象期間：令和5事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

- ・賃金：基本給、超過労働に関する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。
- ・休業中の者（産休・育休・傷病休の者）は賃金算定の対象者から除外する。
- ・出向者については、他社から当社への出向者を含まない。
- ・パート・有期社員については、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。
- ・男女賃金差異実績について、全労働者に比して正社員の差異が大きい理由の一つとして、正社員に男性の医師が多いことが挙げられる。